

熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託提案書等審査基準

熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託業者選定委員会設置要綱で定めた委員会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に熊本市都市建設局交通政策部公共交通推進課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であることを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 事務局は、「3 審査項目」のうち、①配置予定技術者の評価について、提出書類を確認し、集計する。
- (3) 委員は提案書等の記載内容を確認する。
- (4) 委員会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (5) 委員は、「3 審査項目」のうち②提案に対する評価に示した項目ごとに5段階で評価する。
- (6) 事務局は、(2) 及び(5)において、委員が評価した点数の合計点の平均点を提案者の得点とする。

3 審査項目

別紙「審査項目」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目「②提案に対する評価」の点数が高い者を上位とする。「②提案に対する評価」の点数も同じ場合は、委員会の協議により、契約候補者を選定する。
- (3) いずれの提案も得点が60点未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、得点が60点以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

(別紙) 審査項目その1

▼事務局評価

審査項目			審査内容	審査基準	配点
① 配置予定技術者の評価	同種業務の履行実績	管理技術者	国、地方公共団体又、行政機関により構成される協議会、独立行政法人、鉄道関連の民間企業等から直接受注した業務として、平成27年度（2015年度）以降に履行が完了した、「鉄軌道などの公共交通システム整備に係る調査計画の検討（概略・予備・実施設計含む）」「公共交通ネットワークに関する計画等の検討」に関する業務の、管理技術者としての実績を有する場合に下記の順位で評価する。 ①「鉄軌道などの公共交通システム整備に係る調査計画の検討（概略・予備・実施設計含む）」「公共交通ネットワークに関する計画等の検討」とともに実績を有する場合 ②「鉄軌道などの公共交通システム整備に係る調査計画の検討（概略・予備・実施設計含む）」「公共交通ネットワークに関する計画等の検討」どちらかの実績を有する場合	①…10点 ②…5点	10点
		主たる担当技術者	国、地方公共団体又、行政機関により構成される協議会、独立行政法人、鉄道関連の民間企業等から直接受注した業務として、平成27年度（2015年度）以降に履行が完了した、「公共交通ネットワークに関する計画等の検討」に関する業務の、主たる担当技術者としての実績を有する場合に下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上 ②同種業務の実績が1件以上	①…10点 ②…5点	10点

(別紙) 審査項目その2

▼委員評価

審査項目		審査内容	審査基準		配点
② 提案に対する評価	課題の 分析手法	近年の半導体関連産業集積に伴う社会情勢 の変化等を踏まえ、潜在性を含めた市民ニーズ が的確に把握される提案（対象、手法、内容等） であった場合に、優位に評価する。	きわめて良好	30 点	30 点
			良好	24 点	
			普通	12 点	
			やや不十分	6 点	
			不十分	0 点	
	広域的公共交通 ネットワーク強 化の考え方	熊本都市圏北東部の広域的公共交通ネット ワーク強化をはかるための、土地利用等のまち づくり施策や交通施策の必要性について、複合 的に提案された場合に、優位に評価する。	きわめて良好	50 点	50 点
			良好	35 点	
			普通	20 点	
			やや不十分	10 点	
			不十分	0 点	
合計					100 点